

新宿区高齢者保健福祉推進協議会について

1 新宿区高齢者保健福祉推進協議会の設置の根拠

新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

2 設置目的

区では、平成12年の介護保険制度創設に伴い、高齢者の生活を総合的に支えるため「新宿区老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、3年毎に見直しを行い、本年2月に「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定いたしました。

この計画を推進していくためには、計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を講じていく必要があります。そのために平成12年7月から「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」を設置しています。

3 委員の役割

協議会に出席し、計画の進行管理に関する意見を述べていただくほか、計画の見直しに関しての検討をしていただきます。

4 協議会の構成等

(1) 委員数

20名以内

(2) 委員構成及び人数

ア 学識経験者 4人以内

イ 弁護士 1人

ウ 区民 5人以内

エ 各種団体構成員 10人以内

(3) 任期

3年

(4) 会議の公開

協議会の会議は原則公開

発言者のお名前が入った議事録をホームページ等で公開します。

5 開催回数及び日時

(1) 3年間で9回程度の開催（24年度は2回を予定）

ただし、計画見直し時期には見直し部会を別に開催します。

(2) 平日の午後あるいは夜間2時間程度を予定